

## 競技者規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、綱引競技会(以下「競技会」という。)に出場する、チーム監督、トレーナー及び選手の資格、並びに登録に関して必要な事項を定めるものとする。

### (競技会)

第2条 この規程でいう競技会とは、公益社団法人日本綱引連盟(以下「連盟」という。)が主催、又は主管する次の大会をいう。

- (1)全国大会及びその予選会、又はその予選を兼ねる都道府県大会
- (2)その他連盟が特に指定する競技会

### (定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「競技者」とは、競技会に出場しようとする15歳(16歳に達する年)以上の監督、トレーナー及び選手をいう。
- (2)「居住地」とは、民法(明治29年法律89号)第21条に定める生活の本拠をいう。
- (3)「在勤地」とは、一定期間に渡り継続的に勤務している事務所、事業所、工場、店舗、その他これに類する施設の所在地をいう。勤務している事務所等が複数あるときは、主として勤務している事務所等の所在地をいう。
- (4)「在学地」とは、学校教育法(昭和22年法律26号)第1条に定める学校、又は同法第82条の2に定める専修学校、若しくは同法第83条に定める各種学校に在籍し、日常的に通学している場合に、当該学校施設の所在地をいう。この場合において、当該学校施設が複数地に所在する場合には、主として通学している施設の所在地をいう。

### (地方連盟への登録)

第4条 競技会に出場しようとするチーム(男子・女子・男女混合)及び競技者は、チームが所在する各都道府県連盟(以下「地方連盟」という。)に登録しなければならない。

- 2 一つの地方連盟に登録した競技者は、他の地方連盟に重複して登録することはできない。
- 3 登録者の日本国籍の有無は問わない。ただし、国際試合に日本代表として出場する者は、日本国籍を有する者でなければならない。

### (登録有効期間)

第5条 登録の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、翌年度に引き続き登録しようとするチーム及び競技者は、前年度の3月31日までに地方連盟に登録の申請をしなければならない。ま

た新たに登録しようとするチーム及び競技者も、3月31日までに地方連盟に登録の申請をしなければならない。

- 2 4月1日以降、新たに登録しようとするチーム及び競技者は、いつでも地方連盟に登録の申請をすることができるが、この場合における登録の有効期間は、当該年度の3月31日までとする。

#### (登録手続き)

第6条 チーム及び競技者の地方連盟への登録は、次のとおりとする。

- (1)登録しようとするチームは、代表者(以下「申請者」という。)、を定め申請者は地方連盟に対しチームに所属する競技者全員分を一括して所定の競技者登録申請書(様式I)に必要な事項を記入の上、申請しなければならない。登録にあたっては、チーム名も合わせて申請しなければならない。連盟が定める登録料は、3月31日までに地方連盟に登録の申請をしたチームは、4月1日から4月30日の間に納めなければならない。4月1日以降、新規に登録しようとするチームは、登録の申請と登録料の納入を同時に行うものとする。
- (2)地方連盟は、申請のあった競技者登録申請書を審査し、連盟に提出するものとする。申請者が納めた登録料は4月1日以降に連盟に納める。
- (3)連盟は、地方連盟から提出された競技者登録申請書に基づいて、申請者に競技者登録証を発行する。但し継続の場合は、年次登録シールのみ発行し、申請者が台紙に貼り付けるものとする。
- (4)チームが所在する都道府県に地方連盟が存在しない場合は、連盟が地方連盟の代行をするものとする。
- (5)競技者登録証の形式は(別図第1)とし、登録料は別に定める。

#### (チームの所属)

第7条 競技者は、在住地、又は在勤地若しくは在学地に隣接する都道府県(隣接とは、都道府県境が陸上にある場合をいう。以下同じ。)に所在するチームに所属することができる。

- 2 競技者は、同一地方連盟内であれば複数のチームに所属することができるが、登録及び登録料の納入は主に活動する1チームからでよい。ただし、同一競技会の同一クラスにおいて、それぞれのチームから重複して出場することはできない。

#### (所属チームの変更)

第8条 競技者は、転居、転勤、転入学等の理由により競技者の在住地、在勤地又は在学地が都道府県を越えて移動したときは、移動先の都道府県若しくはそれに隣接する都道府県に所属するチームに変更しなければならない。

- 2 競技者が、在勤地又は在学地に所在するチームに所属していた場合に、おいて退職、卒業、中退等の理由により、その在勤地又は在学地の所属条件を失ったときは、その在住地若しくは在住地に隣接する都道府県に所属するチームに所属を変更することができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず競技者がすでに予選会に出場した場合には、当該予選会に係る競

技会が終了するまでは所属チームを変更することはできない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず競技者について、転居、転勤、退職、入学、卒業等の事情が発生しても当該競技者が現に所属しているチームで引き続き競技することに支障とならない距離にあると、移動前及び移動後の居住地、在勤地又は在学地を管轄する地方連盟が判断した場合は、当該事由が発生した年度は所属チームの変更を要しない。また、翌年度に限り移動前のチームに所属することができ、その地方連盟に登録することができる。
- 5 競技者は、同一の地方連盟内であれば自由に所属チームを変更することができるが、全国大会の地方予選会当日から当該予選会に係る競技会が終了するまでは変更することができない。
- 6 第6条の規定は、第4項の翌年度の登録手続きに準用する。

#### (登録の変更)

- 第9条 前条第1項又は第2項の規定により競技者が所属チームを変更するときは、従前に登録していた地方連盟に対して、現に所属するチームを通じて登録抹消申請書(様式Ⅱ)に基づいて手続きを行うとともに、移動先の地方連盟に対しては新たに加わろうとするチームを通じて競技者登録申請書(様式Ⅰ)により登録(変更)の手続きをしなければならない。登録の変更に当たっては競技普及本部が審査する。
- 2 前条第5項の規定による同一の地方連盟内の移動については、登録の変更を要しない。
  - 3 第6条の規定は、第1項の登録変更の手続きに準用する。

#### (登録の抹消)

- 第10条 連盟は、チーム及び競技者が次のいずれかに該当した場合は登録を抹消することができる。
- (1)この規程に違反して不正に登録を受けた場合
  - (2)競技者として著しく連盟の品位と名誉を傷つけた場合
  - (3)スポーツマンシップに著しく反する行為のあった場合
  - (4)ドーピングに該当する行為のあった場合

#### (競技者登録証の提示)

- 第11条 競技者は、競技会に参加しようとするときは競技者登録証を持参し、計量責任者の要求に応じて提示の上、所定の計量を受けなければならない。ただし、連盟が特に指定する場合はこの限りではない。

競技者規程の改訂経過

1993年4月1日 制定

1999年3月26日 改訂

2000年9月29日 改訂

2003年6月14日 改訂

2008年3月15日 改訂

2013年6月22日 改訂